

岩手県告示第 527 号

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 56 年岩手県告示第 412 号。以下「規程」という。）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定により、県営建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札等参加資格基準及び県営建設工事請負資格審査申請書の提出期日を次のように定め、平成 19 年 7 月 1 日から施行し、県営建設工事の指名競争入札及び条件付一般競争入札に参加しようとする者の指名競争入札等参加資格基準及び県営建設工事請負資格審査申請書の提出期日（昭和 58 年岩手県告示第 157 号）は、廃止する。

平成 19 年 6 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 競争入札等参加資格基準

(1) 次の表の左欄に掲げる工事種別に応じ、同表の右欄に定める建設工事について建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)の規定による許可を受けている者であること。

工事種別	建設工事の種類
土木工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
電気設備工事	電気工事
管設備工事	管工事
舗装工事	ほ装工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
機械設備工事	機械器具設置工事、鋼構造物工事又は水道施設工事
塗装工事	塗装工事
グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事
通信設備工事	電気通信工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
造園工事	造園工事
ボーリング工事	さく井工事又はとび・土工・コンクリート工事
消防設備工事	消防施設工事
標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事
鋼工作物工事	鋼構造物工事
防水工事	防水工事

備考

- 法面処理工事 モルタル吹き付け、種子吹き付け、樹脂吹き付け等の工事をいう。
- 機械設備工事 機械設備に関する工事で電気設備、管設備（暖冷房衛生設備等）及び通信設備に含まれないもの（水閘門、エレベーター、下水処理場、浄水場等の設備）をいう。
- 塗装工事 建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装をいう。
- 通信設備工事 電話交換機械設備及び電光式道路情報板設置工事を含む。
- 鋼工作物工事 鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの（鉄骨組立工事、鉄塔工事、鋼製スノウシェッド設置工事等）をいう。
- 防水工事 建物防水をいう。

- (2) 規程第10条第1項の規定により資格の取消処分を受けた者にあつては、その処分の期間を経過するまでは、規程第3条第1項に規定する資格審査（以下「資格審査」という。）を受けることができない。
- (3) 法第27条の29第1項の規定により総合評定値の通知を請求した者（法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る審査基準日が、県営建設工事請負資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出する日の前々年の10月1日から前年の9月30日までの期間のうちのいずれかの日となる経営事項審査を受けた者に限る。）であること。
- (4) 希望する工事種別の完成工事高があること。
- (5) 希望する工事種別が、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事又は舗装工事にあつては、県内に法第3条第1項に規定する営業所（以下「営業所」という。）を有する者であること。
- (6) 希望する工事種別が、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事又は舗装工事にあつては、次のアからオまでの表の左欄に掲げる等級別区分（規程第6条第1項の規定による等級別の格付けをいう。以下同じ。）に応じ、同表の右欄に定める要件を満たしている者であること。

ア 土木工事

等級別区分	要件
特A級	1級技術者15人以上
A級	1級技術者又は2級技術者の合計数12人以上（うち1級技術者5人以上）
B級	1級技術者又は2級技術者の合計数6人以上（うち1級技術者3人以上）
C級	1級技術者又は2級技術者の合計数3人以上（うち1級技術者1人以上）

備考

- 1級技術者 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工若しくは1級の土木施工管理とするものに合格した者又は技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者をいう。
- 2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（土木一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（土木一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）又は法による技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者をいう。

イ 建築一式工事

等級別区分	要件
A級	1級技術者又は2級技術者の合計数8人以上（うち1級技術者4人以上）
B級	1級技術者又は2級技術者の合計数5人以上（うち1級技術者1人以上）

C級	1級技術者又は2級技術者の合計数3人以上
----	----------------------

備考

- 1級技術者 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けた者をいう。
- 2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（建築一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（建築一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者又は建築士法による2級建築士の免許を受けた者をいう。

ウ 電気設備工事

等級別区分	要件
A級	1級技術者又は2級技術者の合計数6人以上（うち1級技術者3人以上）
B級	1級技術者又は2級技術者の合計数3人以上

備考

- 1級技術者 法による技術検定のうち検定種目を1級の電気工事施工管理とするものに合格した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門若しくは総合技術管理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者をいう。
- 2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の電気工事施工管理とするものに合格した者、電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者若しくは第二種電気工事士免状を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者又は電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者をいう。

エ 管設備工事

等級別区分	要件
A級	1級技術者又は2級技術者の合計数5人以上（うち1級技術者2人以上）
B級	1級技術者又は2級技術者の合計数3人以上

備考

- 1級技術者 法による技術検定のうち検定種目を1級の管工事施工管理とするものに合格した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者をいう。
- 2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第2号ハに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を2級の管工事施工管理とするものに合格した者、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級の配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した者若しくは検定職種を2級の配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者、平成16年4月1日時点で同法若しくは同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定

(以下「旧技能検定」という。)のうち検定職種を1級の配管(検定職種を職業訓練法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(昭和60年政令第269号)第1条の規定による改正前の職業訓練法施行令(昭和44年政令第258号)(職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号)による改正後の職業訓練法施行令をいう。)による配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者、平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は水道法(昭和32年法律第177号)による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者をいう。

オ 舗装工事

等級別区分	要件
A級	1級技術者又は2級技術者の合計数8人以上(うち1級技術者4人以上)及び1級舗装施工管理技術者1人以上(ただし、1級技術者又は2級技術者と1級舗装施工管理技術者は、同一の者が兼ねることができる。)
B級	1級技術者又は2級技術者の合計数3人以上(うち1級技術者1人以上)及び2級舗装施工管理技術者1人以上(ただし、1級技術者又は2級技術者と2級舗装施工管理技術者は、同一の者が兼ねることができる。)

備考

- 1級技術者 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築機械施工若しくは1級の土木施工管理とするものに合格した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門(選択科目を「建設部門」に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者をいう。
- 2級技術者 法第7条第2号イ若しくはロに該当する者(舗装工事に関する実務の経験を有する者に限る。)、法第15条第2号ハに該当する者(舗装工事に関する実務の経験を有する者に限る。)  
又は法による技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者をいう。
- 1級舗装施工管理技術者 財団法人道路保全技術センターの行う1級の舗装施工管理技術者資格試験に合格し、舗装施工管理技術者資格者証を交付されている者をいう。
- 2級舗装施工管理技術者 財団法人道路保全技術センターの行う2級の舗装施工管理技術者資格試験に合格し、舗装施工管理技術者資格者証を交付されている者をいう。

(7) 工事現場ごとに法第26条第1項の規定による主任技術者又は同条第2項の規定による監理技術者を専任で配置することができる者であること。

(8) 中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体(以下「経常共同企業体」という。)については、次に掲げる要件に該当するものであること。

- ア 構成員は、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の法人若しくは常時使用する従業員の数が1,500人以下の法人又は個人であること。
- イ 構成員は、資格審査の結果、希望する工事の資格者に認定される者であること。
- ウ 構成員は、5企業者以内であること。
- エ 工事種別が同一のものについて、他の経常共同企業体の構成員となっていないこと。
- オ 等級別区分を行う工事にあつては、経常共同企業体の等級別区分が、構成員各個の等級別区分より、半数以上の構成員が昇格するような組合せであること。ただし、各構成員の等級別区分が、最上位の等級(土木工事にあつては、A級以上)の

場合は、この限りでない。

## 2 競争入札等参加資格の審査の方法

競争入札等参加資格基準に係る審査は、次に掲げる事項につき行うものとする。

### (1) 客観的事項

法第 27 条の 23 第 3 項に規定する経営事項審査の項目

### (2) 主観的事項

- ア 工事成績
- イ ISO9000 シリーズ認証取得
- ウ 岩手県優良県営建設工事表彰
- エ 東北地方工事安全施工推進大会における優良企業（現場代理人）表彰
- オ 岩手県優秀建設施工者知事表彰
- カ ISO14001 認証取得
- キ いわて地球環境にやさしい事業所認定取得
- ク 新卒者職員採用
- ケ 障害者雇用
- コ 地域貢献活動
- サ 新分野進出
- シ 企業連携
- ス 県営建設工事の指名停止
- セ 有資格者に対する文書警告
- ソ 規程第 10 条第 1 項の規定による資格の取消し
- タ その他知事が必要と認める事項

## 3 県営建設工事請負資格審査申請書の提出期間等

- (1) 提出期間 平成 19 年及び同年に 2 の倍数の年を加えた年（以下「名簿作成年」という。）の 2 月 1 日から 2 月末日まで。  
ただし、この期間に提出できなかった者は、名簿作成年以外の年の 2 月 1 日から 2 月末日までの期間に提出し、名簿への追加を受けることができる。
- (2) 提出書類 審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、経常共同企業体、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に規定する協業組合及び中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する事業協同組合が資格審査を受けようとする場合の提出書類については、別に定めるところによる。
  - ア 申請書
  - イ 営業所一覧表（様式第 2 号）
  - ウ 工事経歴書（様式第 3 号）
  - エ 法第 27 条の 29 第 1 項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が発行した総合評定値通知書の写し
  - オ 希望する工事種別の直前 2 年間（3 年間）の年間平均完成工事高（様式第 4 号）
  - カ 技術職員名簿（様式第 5 号。県外に主たる営業所を有する申請者で土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事又は舗装工事を希望するもの及び県内に主たる営業所を有する申請者に限る。）
  - キ 舗装施工管理技術者調書（様式第 6 号。舗装工事を希望する申請者に限る。）
  - ク 船舶所有調書（様式第 7 号。県内に主たる営業所を有する申請者で、土木工事又はしゅんせつ工事を希望する作業用船舶所有者に限る。）
  - ケ 地域貢献活動実施申告書（様式第 8 号。申請の前年度又は前々年度に、県内に主たる営業所を有する申請者が、災害緊急時における救護活動等への協力その他の地域貢献活動を行った場合に限る。）

コ 新卒者職員調書（様式第9号。県内に主たる営業所を有する申請者が、希望する工事種別に応じ、1（1）の表の右欄に掲げる建設工事の種類に対応した建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第1条で定める学科を卒業した者を、卒業後1箇月以内に採用し、申請書を提出する日の直前の1月31日まで連続して雇用している場合（高等学校を卒業した者にあつては卒業後4年未満の間連続して雇用している場合、大学等を卒業した者にあつては卒業後2年未満の間連続して雇用している場合に限る。）に限る。）

サ その他知事が別に定める書類

（3） 提出場所及び方法 県内に主たる営業所を有する申請者にあつては当該営業所を管轄する広域振興局土木部、広域振興局総合支局土木部又は地方振興局の土木部若しくは土木事務所に、県外に主たる営業所を有する申請者にあつては県土整備部建設技術振興課に次のいずれかの方法により提出すること。

ア 提出書類を直接持参することにより提出すること。

イ 電子申請・届出汎用受付システムを使用して提出すること。ただし、様式第1号以外の提出書類については、郵送又は持参することにより提出すること。

（4） 提出部数 県内に主たる営業所を有する申請者にあつては2部、県外に主たる営業所を有する申請者にあつては1部

4 資格審査の結果の通知 資格審査の結果は、申請者に文書で通知する。

5 提出書類記載事項の変更届 申請書提出後次の各号のいずれかに該当する場合は、県営建設工事請負資格審査申請書記載事項変更届（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（1） 所在地を変更した場合

（2） 商号又は名称、代表者等を変更した場合

（3） 技術職員名簿の記載事項に変更があった場合（県内に主たる営業所を有する申請者に限る。）

（4） 法に基づく許可の取消し又は許可換えを受けた場合

6 その他 提出書類は、原則として、横書き、天つづりとし、つづり込みの順序は、3（2）に掲げる順序による。

岩手県知事 様

貴県所管に係る建設工事の請負契約の相手方になりたいので、別添の書類を添えて申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

建設業許可番号									

許可を受けている建設業の種類																												
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	
申請書に添付した総合評定値通知書に記載された審査基準日																												
年 月 日																												

11	処理 申請者 商号又は名称	フリガナ																									
		漢字																									
12	代表者氏名	(役職名)																(氏名) (姓と名の間を一字空ける)								印	
		本店住所	都道府県 コード	市区町村 コード	(市区町村名)											郵便番号											
13	本店住所	(市区町村名以下)															電話番号										
		(ビル名等)															F A X 番号										
14	連絡場所住所	都道府県 コード	市区町村 コード	(市区町村名)											郵便番号												
		(市区町村名以下)															電話番号										
		(ビル名等)															F A X 番号										
15	連絡場所営業所名																										
16	受任者住所	都道府県 コード	市区町村 コード	(市区町村名)											郵便番号												
		(市区町村名以下)															電話番号										
		(ビル名等)															F A X 番号										
17	受任者営業所名																										
18	受任者名	(役職名)																(氏名) (姓と名の間を一字空ける)									
19	経営事項審査後 に許可番号を 変更した場合	旧建設業許可番号				舗装関連	舗装施工管理 技術者		主観点要素(1)										主観点要素(2)								
							1:1級 2:2級		代理人	マスタ	障害者	文警告	IS14	地貢献	企連携	いわて	新分野	県工事	指停止	IS9							
	経常共同企 業体構成員	構成員 (代表)			構成員			構成員			構成員			構成員			構成員										
		建設業許可番号			出資率			建設業許可番号			出資率			建設業許可番号			出資率										

申請事務担当者 部課名 \_\_\_\_\_ 担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_





希望する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高

商号又は名称

希望する 工事種別	注文者 の区分	直前2年（3年）の各営業年度の決算に基づく工事施工金額						直前2年間 （3年間） の年間平均 完成工事高
		前々々の営業年度		前々の営業年度		直前の営業年度		
		自年月 至年月	自年月 至年月	自年月 至年月	自年月 至年月	自年月 至年月	自年月 至年月	
工事	官公庁	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	民間							
	計							
工事	官公庁							
	民間							
	計							
工事	官公庁							
	民間							
	計							
工事	官公庁							
	民間							
	計							
その他の 工事	官公庁							
	民間							
	計							
合計	官公庁							
	民間							
	計							

記載要領

- この表は、完成工事の請負代金の額を記載すること。
- この表は、経営事項審査の年間平均完成工事高の合計と一致すること。
- 下請工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記載すること。
- 塗装工事を希望する者は、直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高の欄に「区画線及び道路標示」の完成工事高を括弧書きすること。
- 土木工事又は管設備工事を希望する者で、建設業法の規定により水道施設工事業の許可を受けているものが、水道施設工事に係る年間平均完成工事高を希望する土木工事又は管設備工事の年間平均完成工事高に合算することを希望する場合は、工事の性質に応じて、土木工事分又は管設備工事分の年間平均完成工事高に分割分類し、希望する工事種別の欄に水道施設工事として記載すること。

技 術 職 員 名 簿

商号又は名称

No.	氏 名	生年月日	有資格区分コード							実務経験者担当業種コード		監理技術者資格者証交付番号	経營業務の管理責任者	営業所の専任技術者

記載要領

- 1 この表は、希望する工事種別に対応する国家資格等を有する技術者について、申請書を提出する年の1月31日の状況で記載すること。
- 2 この表は、次に掲げる者が提出すること。
  - (1) 県内に主たる営業所を有する者
  - (2) 県外に主たる営業所を有する者のうち、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事及び舗装工事を希望する者
- 3 県外に主たる営業所を有する者は、東北6県の営業所、支店等に所属している技術者を記載すること。
- 4 No.の欄には、技術者登録連絡票の技術者番号を記載すること。
- 5 有資格区分コードの欄には、希望工種別に対応する国家資格等について、別に定める資格区分コード表の中から該当する資格のコードを記載すること。
- 6 経營業務の管理責任者の欄には、建設業法第7条第1号に該当する者について○を記載し、営業所の専任技術者の欄には、建設業法第7条第2号に該当する者について○を記載すること。

様式第6号

舗装施工管理技術者調書

商号又は名称

氏名	生年月日	採用年月日	1級又は2級の別	登録年月日	登録番号

注 舗装施工管理技術者資格者証の写しを添付してください。

(A4)

様式第7号

船舶所有調書

作業用船舶の種類	トン数	規格・稼働能力等	所有数	備考
起重機船				
クレーン付台船				
ひき船				
しゅんせつ船				
作業船				
その他				

記載要領

- 1 トン数の欄には、総トン数を記載すること。
- 2 規格・稼働能力等の欄には例により記載すること。なお、起重機船がしゅんせつ船を兼ねる場合は、備考欄にその旨記載すること。

例 起重機船及びクレーン付台船 ……最大吊荷重 (t) 及び積載重量トン数等を記載すること。

ひき船 ……機関出力 (馬力) を記載すること。

しゅんせつ船 ……グラブ容量 (m<sup>3</sup>) 等を記載すること。

作業船 ……作業船の名称 (揚錨船、潜水士船、警戒船等) を記載すること。

その他 ……特殊船舶の名称 (ケーソンドック、杭打船等)、作業能力等を記載すること。

(A4)

地域貢献活動実施申告書

申告者	住 所	(印)
	商号又は名称	
	代表者氏名	

(その1) 災 害 緊 急 時 活 動 実 施 申 告 書 下記の活動を行いましたので、申告します。			
災害等の種類 (いずれかを○で囲んでください。)	豪雨・暴風・台風・大雪・地震 その他(具体的に記入してください。: )		
実 施 期 間			
実 施 場 所			
実施内容 (いずれかの番号を○で囲み、実施内容を括弧内に具体的に記入してください。)	1 パトロール	2 時間外待機	[ ]
	3 人道支援	4 その他	
上記申告内容に相違ないことを証明します。			
年 月 日			
証 明 者	所 属	職 名	氏 名
			印
			印

(その2) そ の 他 の 地 域 貢 献 活 動 実 施 申 告 書 下記の活動を行いましたので、申告します。	
実施内容 (具体的に記入してください。)	
実 施 期 間	
実 施 場 所	
実 施 確 認 書 類	

注 その他の地域貢献活動については、実施したことが分かる書類(パンフレット、写真等)を添付してください。



岩手県知事

様

住 所

申請者 ふりがな 商号又は名称

代表者氏名

建設業許可番号

( - ) 第

印

号

電話番号

県営建設工事請負資格審査申請書記載事項変更届

先に提出した 年度県営建設工事請負資格審査申請書の記載事項に変更がありましたので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日